

改 正 後	改 正 前
(作成等の意義)	(作成等の意義)
第 44 条 (省 略)	第 44 条 (同 左)
2 課税文書の「作成の時」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。	2 課税文書の「作成の時」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。
(1)から(4) (省 略)	(1)から(4) (同 左)
(5) <u>第 5 号文書のうち分割計画書</u> <u>商法第 374 条の 2 第 1 項の規定により本店に備え置く時</u>	(新 設)
(預貯金通帳等の範囲)	(預貯金通帳等の範囲)
第 95 条 (省 略)	第 95 条 (同 左)
2 ~ 3 (省 略)	2 ~ 3 (同 左)
4 <u>令第 11 条第 7 号</u> に規定する「複合預金通帳」とは、性格の異なる二以上の預貯金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいい、現実的に二以上の預貯金に関する事項が付け込まれているかどうかは問わない。したがって、普通預金及び定期預金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成される、いわゆる総合口座通帳は、普通預金に関する事項のみが付け込まれている場合であっても、複合預金通帳に該当する。	4 <u>令第 11 条第 6 号</u> に規定する「複合預金通帳」とは、性格の異なる二以上の預貯金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいい、現実的に二以上の預貯金に関する事項が付け込まれているかどうかは問わない。したがって、普通預金及び定期預金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成される、いわゆる総合口座通帳は、普通預金に関する事項のみが付け込まれている場合であっても、複合預金通帳に該当する。
5 <u>令第 11 条第 8 号</u> に規定する「複合寄託通帳」とは、預貯金に関する事項及び有価証券の寄託に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいい、具体的には、信託銀行において、普通預金に関する事項及び貸付信託の受益証券の保護預りに関する事項に併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する、いわゆる信託総合口座通帳等がこれに該当する。 なお、信託総合口座通帳等は、普通預金に関する事項のみが付け込まれている場合であっても、前項の複合預金通帳の場合と同様、複合寄託通帳に該当する。	5 <u>令第 11 条第 7 号</u> に規定する「複合寄託通帳」とは、預貯金に関する事項及び有価証券の寄託に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいい、具体的には、信託銀行において、普通預金に関する事項及び貸付信託の受益証券の保護預りに関する事項に併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する、いわゆる信託総合口座通帳等がこれに該当する。 なお、信託総合口座通帳等は、普通預金に関する事項のみが付け込まれている場合であっても、前項の複合預金通帳の場合と同様、複合寄託通帳に該当する。
(注) 法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認は、令第 11 条に掲げる預貯金通帳等の区分ごとに行う。したがって、例えば、普通預金通帳又は定期預金通帳についてのみ法第 12 条第 1 項の規定による承認を受け、複合預金	(注) 法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認は、令第 11 条に掲げる預貯金通帳等の区分ごとに行う。したがって、例えば、普通預金通帳又は定期預金通帳についてのみ法第 12 条第 1 項の規定による承認を受け、複合預金

改正後	改正前
<p>通帳又は複合寄託通帳については、法第 8 条《印紙による納付等》第 1 項の規定による相当印紙のはり付けによる納付方法によることとしても差し支えない。</p> <p>しかし、同一区分の預貯金通帳等のうち一部（例えば、普通定期預金通帳と積立定期預金通帳がある場合の積立定期預金通帳）だけについて、法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けることはできないのであるから留意する。</p> <p>（金融機関等が合併した場合）</p> <p>第 100 条 法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に他の金融機関等と合併した場合において、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が合併により消滅する金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を合併後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が<u>同条</u>の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、<u>同項</u>の規定による承認を受けている<u>金融機関等</u>と当該承認を受けていない<u>金融機関等</u>とが合併した場合において当該合併後に作成する預貯金通帳等については、<u>次</u>により取り扱う。</p> <p><u>(1) 新設合併の場合</u></p> <p>イ <u>合併により設立された金融機関等が新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等については、法第 12 条第 1 項の規定は適用しない。</u></p> <p>ロ <u>合併により消滅する金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、消滅する金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けている場合には、同条の規定を適用し、消滅する金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、同条の規定を適用しない。</u></p> <p><u>(2) 吸収合併の場合</u></p> <p>イ <u>同一種類の預貯金通帳等につき、合併により存続する金融機関等が、法第 12 条第 1 項の承認を受けている場合で、消滅する金融機関等が当該承認を受けていないとき</u></p>	<p>通帳又は複合寄託通帳については、法第 8 条《印紙による納付等》第 1 項の規定による相当印紙のはり付けによる納付方法によることとしても差し支えない。</p> <p>しかし、同一区分の預貯金通帳等のうち一部（例えば、普通定期預金通帳と積立定期預金通帳がある場合の積立定期預金通帳）だけについて、法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けることはできないのであるから留意する。</p> <p>（金融機関等が合併した場合）</p> <p>第 100 条 法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に他の金融機関等と合併した場合において、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が合併により消滅する金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を合併後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、合併後存続する金融機関等又は合併により設立された金融機関等が<u>法第 12 条</u>の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</p> <p>なお、<u>法第 12 条第 1 項</u>の規定による承認を受けている<u>金融機関</u>と当該承認を受けていない<u>金融機関</u>とが合併した場合において当該合併後に作成する預貯金通帳等については、<u>前条の規定に準じて取り扱うこととする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び存続する金融機関等に合併前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(ロ) 合併により消滅する金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>□ 同一種類の預貯金通帳等につき、合併により存続する金融機関等が、法第12条第1項の承認を受けていない場合で、消滅する金融機関等が当該承認を受けているとき</u></p> <p><u>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び存続する金融機関等に合併前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(ロ) 合併により消滅する金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第12条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(注) 法第12条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙をはり付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(金融機関等が営業を譲渡した場合)</u></p> <p><u>第100条の2 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する4月1日から翌年3月31日までの期間内に他の金融機関等に営業を譲渡した場合において、営業を譲り受けた金融機関等が営業を譲渡した金融機関等の当該承認に係る預貯金通帳等を営業譲渡後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、営業を譲り受けた金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</u></p> <p><u>なお、当該営業を譲り受けた金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、営業を譲り受けた金融機関等が新たに作成する預貯金通帳等(新規の預貯金者に交付する新預貯金通帳等及び既預貯金者に改帳により交付する新預貯金通帳等)については、相当印紙をはり付ける方法等他の方法により印紙税を納付しなければならないのである</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>から留意する。</u></p> <p><u>(金融機関等が分割した場合)</u></p> <p><u>第 100 条の 3 法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第 1 項の規定による承認を受けている金融機関等が、当該承認を受けた日以降最初に到来する 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に分割して金融機関等の業務の一部又は全部を承継させた場合において、分割により金融機関等の業務を承継した金融機関等（この条において「分割承継金融機関等」という。）が分割前の金融機関等（この条において「分割金融機関等」という。）の当該承認に係る預貯金通帳等を分割後も引き続き使用するときにおける当該預貯金通帳等については、分割承継金融機関等が同条の規定による承認を受けている預貯金通帳等として取り扱う。</u></p> <p><u>なお、分割承継金融機関等が当該分割後に作成する預貯金通帳等については、次により取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 新設分割の場合</u></p> <p><u>イ 分割承継金融機関等が新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等については、法第 12 条第 1 項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>ロ 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けている場合には、同条の規定を適用し、分割金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合には、同条の規定を適用しない。</u></p> <p><u>(2) 吸収分割の場合</u></p> <p><u>イ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けていて、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けていない場合</u></p> <p><u>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定は適用しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定を適用する。</u></p> <p><u>ロ 同一種類の預貯金通帳等について、分割金融機関等が法第 12 条第 1 項の規定による承認を受けておらず、分割承継金融機関等が同項の規定による承認を受けている場合</u></p> <p><u>(イ) 新規の預貯金者に交付する預貯金通帳等及び分割承継金融機関等に分割前から口座を有している既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(ロ) 分割金融機関等に口座を有していた既預貯金者に改帳により交付する預貯金通帳等については、法第 12 条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(注) 法第 12 条の規定が適用されないこととなる預貯金通帳等については、相当印紙をはり付ける方法等他の納付方法により印紙税を納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p>(確認及び充当の請求ができる過誤納金の範囲等)</p> <p>第 115 条 法第 14 条《過誤納の確認等》の規定により、過誤納の事実の確認及び過誤納金の充当の請求をすることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>印紙税の納付の必要がない文書に誤って印紙をはり付け(印紙により納付することとされている印紙税以外の租税又は国の歳入金を納付するために文書に印紙をはり付けた場合を除く。)</u> 又は納付印を押した場合(法第 10 条《印紙税納付計器の使用による納付の特例》第 2 項の規定による承認を受けた印紙税納付計器の設置者が、交付を受けた文書に納付印を押した場合を含む。(3)において同じ。)</p> <p>(2)～(7) (省 略)</p> <p>別表第 1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第 1 号の 1 文書</p> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p>	<p>(確認及び充当の請求ができる過誤納金の範囲等)</p> <p>第 115 条 法第 14 条《過誤納の確認等》の規定により、過誤納の事実の確認及び過誤納金の充当の請求をすることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>課税文書に該当しない文書に印紙税を納付する目的をもって印紙をはり付け、又は課税文書に該当しない文書に納付印を押した場合(法第 10 条《印紙税納付計器の使用による納付の特例》第 2 項の規定による承認を受けた印紙税納付計器の設置者が、交付を受けた文書に納付印を押した場合を含む。(3)において同じ。)</u></p> <p>(2)～(7) (同 左)</p> <p>別表第 1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第 1 号の 1 文書</p> <p>不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</p>

改正後	改正前
<p>(育成者権の意義)</p> <p>16 「育成者権」とは、種苗法(平成10年法律第83号)第19条《育成者権の発生及び存続期間》の規定により登録された育成者権をいう。</p> <p>(商号の意義)</p> <p>17 「商号」とは、商法(明治32年法律第48号)第16条《商号の選定》に規定する商号をいう。</p> <p>(著作権の意義)</p> <p>18 「著作権」とは、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(船舶の意義)</p> <p>19 「船舶」とは、船舶法(明治32年法律第46号)第5条《登録、船舶国籍証書》に規定する船舶原簿に登録を要する船舶をいう。</p> <p>なお、船舶原簿に登録を要しない船舶は、物品として取り扱う。</p> <p>(船舶委付証)</p> <p>20 沈没した船舶に海上保険が付されている場合に船主が保険の目的物である船舶を保険会社に委付する際作成する船舶委付証は、契約の成立等を証明するものではないから、課税文書に該当しない。</p> <p>(航空機の意義)</p> <p>21 「航空機」とは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条《定義》に規定する航空機をいい、同法第3条《登録》の規定による登録の有無を問わない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(商号の意義)</p> <p>16 「商号」とは、商法(明治32年法律第48号)第16条《商号の選定》に規定する商号をいう。</p> <p>(著作権の意義)</p> <p>17 「著作権」とは、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に基づき著作者が著作物に対して有する権利をいう。</p> <p>(船舶の意義)</p> <p>18 「船舶」とは、船舶法(明治32年法律第46号)第5条《登録、船舶国籍証書》に規定する船舶原簿に登録を要する船舶をいう。</p> <p>なお、船舶原簿に登録を要しない船舶は、物品として取り扱う。</p> <p>(船舶委付証)</p> <p>19 沈没した船舶に海上保険が付されている場合に船主が保険の目的物である船舶を保険会社に委付する際作成する船舶委付証は、契約の成立等を証明するものではないから、課税文書に該当しない。</p> <p>(航空機の意義)</p> <p>20 「航空機」とは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条《定義》に規定する航空機をいい、同法第3条《登録》の規定による登録の有無を問わない。</p>

改正後	改正前		
<p>(営業の譲渡の意義)</p> <p>22 「営業の譲渡」とは、営業活動を構成している動産、不動産、債権、債務等を包括した一体的な権利、財産としてとらえられる営業の譲渡をいい、その一部の譲渡を含む。</p> <p>(注) 営業譲渡契約書の記載金額は、その営業活動を構成している動産及び不動産等の金額をいうのではなく、その営業を譲渡することについて対価として支払われるべき金額をいう。</p>	<p>(営業の譲渡の意義)</p> <p>21 「営業の譲渡」とは、営業活動を構成している動産、不動産、債権、債務等を包括した一体的な権利、財産としてとらえられる営業の譲渡をいい、その一部の譲渡を含む。</p> <p>(注) 営業譲渡契約書の記載金額は、その営業活動を構成している動産及び不動産等の金額をいうのではなく、その営業を譲渡することについて対価として支払われるべき金額をいう。</p>		
<p>第3号文書</p>	<p>第3号文書</p>		
<table border="1" data-bbox="138 555 1081 598"> <tr> <td>約束手形又は為替手形</td> </tr> </table>	約束手形又は為替手形	<table border="1" data-bbox="1140 555 2085 598"> <tr> <td>約束手形又は為替手形</td> </tr> </table>	約束手形又は為替手形
約束手形又は為替手形			
約束手形又は為替手形			
<p>(銀行の意義)</p> <p>10 「銀行」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条《定義》に規定する長期信用銀行</p>	<p>(銀行の意義)</p> <p>10 「銀行」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>相互銀行法(昭和26年法律第199号)第2条《相互銀行の業務》第1項に規定する相互銀行</u></p> <p>(3) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条《定義》に規定する長期信用銀行</p> <p>(4) <u>外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)第2条《定義》第1項に規定する外国為替銀行</u></p>		
<p>(銀行等の意義)</p> <p>14 <u>法別表第一第3号の課税標準及び税率の欄2二及び令第23条に規定する「銀行等」は、次に掲げるものが該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会</u></p> <p>(2) <u>事業として貯金又は定期積金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</u></p>	<p>(新設)</p>		

改正後	改正前
<p data-bbox="136 172 1070 204"><u>(3) 農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本銀行、国際協力銀行及び日本政策投資銀行</u></p> <p data-bbox="118 268 633 300">(税率が軽減される居住者振出しの手形の範囲)</p> <p data-bbox="109 320 1088 395"><u>15</u> 令第 23 条の 2《税率が軽減される居住者振出しの手形の範囲及び表示》各号に規定する為替手形の範囲等は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="136 416 1088 635">(1) 令第 23 条の 2 第 1 号に規定する「輸出に係る荷為替手形」とは、本邦の輸出者が信用状に基づき輸出代金の決済のために本邦所在の<u>銀行等</u>（<u>14 に規定する「銀行等」をいう。17 までにおいて同じ。</u>）を支払人として振り出す、いわゆる信用状付円建貿易手形と称する円建期限付荷為替手形で<u>銀行等</u>により規則第 6 条《円建銀行引受手形の表示の書式》に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="136 655 1088 970">(2) 令第 23 条の 2 第 2 号に規定する「為替手形」とは、本邦の輸出者が輸出代金の決済のために本邦所在の<u>銀行等</u>以外の者を支払人として振り出し、本邦所在の<u>銀行等</u>の割引きを受けた円建期限付荷為替手形を見合いとして、当該<u>銀行等</u>の当該割引きのために要した資金の円建銀行引受手形市場（以下「円建 BA 市場」という。）における調達に供するため、当該輸出者が当該<u>銀行等</u>を支払人として振り出す、いわゆるアコモデーション手形と称する円建期限付為替手形で、<u>銀行等</u>により規則第 6 条に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="136 991 1088 1209">(3) 令第 23 条の 2 第 3 号に規定する「為替手形」とは、本邦の輸入者に対して輸入代金の支払いのための円資金を融資した本邦所在の<u>銀行等</u>の当該融資に要した資金の円建 BA 市場における調達に供するため、当該円資金融資金額を見合いとして、当該融資を受けた輸入者が当該<u>銀行等</u>を支払人として振り出す、いわゆる直ハネ手形と称する円建期限付為替手形で、<u>銀行等</u>により規則第 6 条に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="118 1326 898 1358">(税率が軽減される手形の担保となる外国の銀行が振り出す手形の範囲)</p> <p data-bbox="109 1378 1088 1453"><u>16</u> 令第 23 条の 3《税率が軽減される手形の担保となる外国の銀行が振り出す手形の範囲》に規定する「為替手形」とは、外国において非居住者に対し、輸出代金の決済のための円</p>	<p data-bbox="1115 268 1630 300">(税率が軽減される居住者振出しの手形の範囲)</p> <p data-bbox="1106 320 2085 395"><u>14</u> 令第 23 条の 2《税率が軽減される居住者振出しの手形の範囲及び表示》各号に規定する為替手形の範囲等は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="1133 416 2085 635">(1) 令第 23 条の 2 第 1 号に規定する「輸出に係る荷為替手形」とは、本邦の輸出者が信用状に基づき輸出代金の決済のために本邦所在の<u>外国為替公認銀行</u>を支払人として振り出す、いわゆる信用状付円建貿易手形と称する円建期限付荷為替手形で<u>外国為替公認銀行</u>により規則第 6 条《円建銀行引受手形の表示の書式》に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="1133 655 2085 970">(2) 令第 23 条の 2 第 2 号に規定する「為替手形」とは、本邦の輸出者が輸出代金の決済のために本邦所在の<u>外国為替公認銀行</u>以外の者を支払人として振り出し、本邦所在の<u>外国為替公認銀行</u>の割引きを受けた円建期限付荷為替手形を見合いとして、当該<u>外国為替公認銀行</u>の当該割引きのために要した資金の円建銀行引受手形市場（以下「円建 BA 市場」という。）における調達に供するため、当該輸出者が当該<u>外国為替公認銀行</u>を支払人として振り出す、いわゆるアコモデーション手形と称する円建期限付為替手形で、<u>外国為替公認銀行</u>により規則第 6 条に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="1133 991 2085 1257">(3) 令第 23 条の 2 第 3 号に規定する「為替手形」とは、本邦の輸入者に対して輸入代金の支払いのための円資金を融資した本邦所在の<u>外国為替公認銀行</u>の当該融資に要した資金の円建 BA 市場における調達に供するため、当該円資金融資金額を見合いとして、当該融資を受けた輸入者が当該<u>外国為替公認銀行</u>を支払人として振り出す、いわゆる直ハネ手形と称する円建期限付為替手形で、<u>外国為替公認銀行</u>により規則第 6 条に規定する表示を受けたものをいう。</p> <p data-bbox="1115 1326 1895 1358">(税率が軽減される手形の担保となる外国の銀行が振り出す手形の範囲)</p> <p data-bbox="1106 1378 2085 1453"><u>15</u> 令第 23 条の 3《税率が軽減される手形の担保となる外国の銀行が振り出す手形の範囲》に規定する「為替手形」とは、外国において非居住者に対し、輸出代金の決済のための円</p>

改正後	改正前
<p>建期限付荷為替手形の割引きをし、又は輸入代金の支払いのための円資金の融資をした外国の銀行が、本邦所在の銀行等を支払人として振り出す、いわゆるリファイナンス手形と称する円建期限付為替手形をいう。</p> <p>なお、当該手形はそれ自体で円建 BA 市場において取引することができるものであるが、外国で作成されるものであることから法の適用はないことに留意する。</p> <p>(税率が軽減される銀行等振出しの手形の範囲)</p> <p>17 令第 23 条の 4《税率が軽減される銀行等振出しの手形の範囲及び表示》に規定する「為替手形」とは、令第 23 条の 2 又は令第 23 条の 3 に規定する為替手形の 1 又は 2 以上を担保として、本邦所在の銀行等が円資金を供与するために要した資金を円建 BA 市場において調達するため、自行を支払人として振り出す、いわゆる表紙手形と称する円建期限付為替手形で、規則第 6 条に規定する表示をしたものをいう。</p>	<p>建期限付荷為替手形の割引きをし、又は輸入代金の支払いのための円資金の融資をした外国の銀行が、本邦所在の外国為替公認銀行を支払人として振り出す、いわゆるリファイナンス手形と称する円建期限付為替手形をいう。</p> <p>なお、当該手形はそれ自体で円建 BA 市場において取引することができるものであるが、外国で作成されるものであることから法の適用はないことに留意する。</p> <p>(税率が軽減される外国為替公認銀行振出しの手形の範囲)</p> <p>16 令第 23 条の 4《税率が軽減される外国為替公認銀行振出しの手形の範囲及び表示》に規定する「為替手形」とは、令第 23 条の 2 又は令第 23 条の 3 に規定する為替手形の 1 又は 2 以上を担保として、本邦所在の外国為替公認銀行が円資金を供与するために要した資金を円建 BA 市場において調達するため、自行を支払人として振り出す、いわゆる表紙手形と称する円建期限付為替手形で、規則第 6 条に規定する表示をしたものをいう。</p>
<p>第 4 号文書</p>	<p>第 4 号文書</p>
<p>株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</p>	<p>株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券</p>
<p>(投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券及び特定目的信託の受益証券の意義)</p> <p>3 「投資信託の受益証券」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)第 5 条《受益証券》に規定する受益証券を、「貸付信託の受益証券」とは、貸付信託法(昭和 27 年法律第 195 号)第 8 条《受益証券》に規定する受益証券を、また「特定目的信託の受益証券」とは資産の流動化に関する法律(平成 12 年法律第 97 号)第 173 条《受益証券》に規定する受益証券をいう。</p>	<p>(証券投資信託の受益証券及び貸付信託の受益証券の意義)</p> <p>3 「証券投資信託の受益証券」とは、証券投資信託法(昭和 26 年法律第 198 号)第 5 条《受益証券》に規定する受益証券を、また「貸付信託の受益証券」とは、貸付信託法(昭和 27 年法律第 195 号)第 8 条《受益証券》に規定する受益証券をいう。</p>
<p>(社債券の範囲)</p> <p>4 「社債券」とは、商法の規定による社債券、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社(保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 2 条第 5 項《定義》)の相互会社をいう。</p>	<p>(社債券の範囲)</p> <p>4 「社債券」とは、商法の規定による社債券及び特別の法律により法人の発行する債券に限られるのであって、学校法人又はその他の法人が資金調達の方法として発行するいわゆ</p>

改正後	改正前
<p><u>以下同じ。)</u>の社債券に限られるのであって、学校法人又はその他の法人が資金調達の方法として発行するいわゆる学校債券等を含まない。</p> <p>(基金証券の意義)</p> <p>5 「基金証券」とは、相互会社が、その基金きょ出者に対して、その権利を証明するために交付する証券をいう。</p> <p>第5号文書</p> <div data-bbox="138 600 1084 647" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>合併契約書又は分割契約書若しくは分割計画書</p> </div> <p>(分割契約書及び分割計画書の範囲)</p> <p>2 「分割契約書」及び「分割計画書」は、株式会社及び有限会社の分割契約書及び分割計画書に限り課税文書に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注)「分割計画書」は、商法(明治32年法律第48号)第374条の2第1項の規定により本店に備え置くものに限り課税文書に該当する。</p> <p>(不動産等を承継財産とする分割契約書)</p> <p>3 分割契約書に記載されている分割承継会社が分割会社から承継する財産のうち、例えば不動産に関する事項が含まれている場合であっても、当該分割契約書は第1号の1文書(不動産の譲渡に関する契約書又は営業の譲渡に関する契約書)には該当しないことに留意する。</p> <p>第7号文書</p> <div data-bbox="138 1326 1084 1422" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)</p> </div>	<p>る学校債券等を含まない。</p> <p>(基金証券の意義)</p> <p>5 「基金証券」とは、相互会社(保険業法(昭和14年法律第41号)第3条の相互会社をいう。以下同じ。))が、その基金きょ出者に対して、その権利を証明するために交付する証券をいう。</p> <p>第5号文書</p> <div data-bbox="1140 600 2085 647" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>合併契約書</p> </div> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7号文書</p> <div data-bbox="1140 1326 2085 1422" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)</p> </div>

改正後	改正前				
<p>(包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書の意義)</p> <p>18 令第26条第3号に規定する「包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書」とは、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)支払承諾、外国為替等の個々の取引によって生ずる金融機関に対する債務の履行について、履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば当座勘定取引約定書、当座勘定借越約定書、手形取引約定書、手形取引限度額約定書、支払承諾約定書、信用状約定書等)をいうのではなく、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)支払承諾、外国為替その他の取引によって生ずる債務のすべてについて、包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば銀行における銀行取引約定書、信用金庫における信用金庫取引約定書等)をいう。</p>	<p>(包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書の意義)</p> <p>18 令第26条第3号に規定する「包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書」とは、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)支払承諾、外国為替等の個々の取引によって生ずる金融機関に対する債務の履行について、履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば当座勘定取引約定書、当座勘定借越約定書、手形取引約定書、手形取引限度額約定書、支払承諾約定書、信用状約定書等)をいうのではなく、貸付け(手形割引及び当座貸越を含む。)支払承諾、外国為替その他の取引によって生ずる債務のすべてについて、包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書(例えば普通銀行における銀行取引約定書、相互銀行における相互銀行取引約定書、信用金庫における信用金庫取引約定書等)をいう。</p>				
<p>第17号文書</p> <table border="1" data-bbox="114 746 1084 842"> <tr> <td>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</td> </tr> <tr> <td>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</td> </tr> </table>	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの	<p>第17号文書</p> <table border="1" data-bbox="1115 746 2085 842"> <tr> <td>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</td> </tr> <tr> <td>2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの</td> </tr> </table>	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書					
2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの					
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書					
2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの					
<p>(債券の意義)</p> <p>16 令第28条《売上代金に該当しない対価の範囲等》第2項第1号に規定する「債券」とは、起債に係る債券をいうのであって、その権利の表示方法がいわゆる現物債であると登録債であるとを問わない。</p> <p>(為替取引における送金資金の受取書の意義)</p> <p>17 令第28条第3項に規定する「為替取引における送金資金の受取書」とは、例えば、電信送金の依頼を受けた銀行が送金依頼人に対し作成交付する送金資金の受取書をいう。</p> <p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該</p>	<p>(債券の意義)</p> <p>16 令第28条《売上代金に該当しない対価の範囲等》第1項第1号に規定する「債券」とは、起債に係る債券をいうのであって、その権利の表示方法がいわゆる現物債であると登録債であるとを問わない。</p> <p>(為替取引における送金資金の受取書の意義)</p> <p>17 令第28条第2項に規定する「為替取引における送金資金の受取書」とは、例えば、電信送金の依頼を受けた銀行が送金依頼人に対し作成交付する送金資金の受取書をいう。</p> <p>(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)</p> <p>21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該</p>				

改正後	改正前
<p>当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸家組合、貸家組合連合会 (2) 貸室組合、貸室組合連合会 (3) 事業協同組合、事業協同組合連合会 (4) 事業協同小組合、事業協同小組合連合会 (5) 火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会 (6) 信用協同組合、信用協同組合連合会 (7) 企業組合 (8) 協業組合 (9) 塩業組合 (10) 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 (11) 農林中央金庫 (12) 商工組合中央金庫 (13) 信用金庫、信用金庫連合会 (14) 労働金庫、労働金庫連合会 (15) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (16) 船主相互保険組合 (17) 輸出水産業協同組合 (18) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (19) 漁業生産組合 (20) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (21) <u>共済水産業協同組合連合会</u> (22) 森林組合、森林組合連合会 (23) 蚕糸組合 (24) 農業協同組合、農業協同組合連合会 (25) 農事組合法人 (26) 貿易連合 	<p>当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸家組合、貸家組合連合会 (2) 貸室組合、貸室組合連合会 (3) 事業協同組合、事業協同組合連合会 (4) 事業協同小組合、事業協同小組合連合会 (5) 火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会 (6) 信用協同組合、信用協同組合連合会 (7) 企業組合 (8) 協業組合 (9) 塩業組合 (10) 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 (11) 農林中央金庫 (12) 商工組合中央金庫 (13) 信用金庫、信用金庫連合会 (14) 労働金庫、労働金庫連合会 (15) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (16) 船主相互保険組合 (17) 輸出水産業協同組合 (18) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 (19) 漁業生産組合 (20) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 (21) <u>水産業協同組合共済会</u> (22) 森林組合、森林組合連合会 (23) 蚕糸組合 (24) 農業協同組合、農業協同組合連合会 (25) 農事組合法人 (26) 貿易連合

改正後	改正前
<p>(27) 相互会社</p> <p>(28) <u>輸出組合（出資のあるものに限る。以下同じ。）</u> 輸入組合</p> <p>(29) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(30) <u>生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</u></p> <p>（注）ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p> <p>（医師等の作成する受取書）</p> <p>25 医師、歯科医師、歯科衛生士、<u>歯科技工士</u>、保健婦、助産婦、看護婦、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師、<u>柔道整復師</u>、<u>獣医師等</u>がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。</p> <p>第 18 号文書</p> <div data-bbox="116 794 1084 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>預貯金通帳、信託行為に関する通帳、<u>銀行</u>若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳</p> </div> <p>（<u>銀行</u>又は無尽会社の作成する掛金通帳の意義）</p> <p>9 「<u>銀行</u>又は無尽会社の作成する掛金通帳」とは、<u>銀行</u>又は無尽会社が、<u>掛金契約者</u>又は無尽掛金契約者との間における<u>掛金</u>又は無尽掛金の受領事実を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳をいう。</p> <p>（日掛記入帳）</p> <p>10 <u>銀行</u>が、<u>掛金</u>の契約者から掛金を日掛けで集金し、一定時期に<u>掛金</u>に振り替えることとしている場合において、当該掛金の払込み事実を証明するため作成する日掛記入帳は、掛金通帳として取り扱う。</p> <p>非課税文書</p>	<p>(27) 相互会社</p> <p>(28) <u>輸出組合（出資のあるものに限る。以下同じ。）</u> 輸入組合、<u>輸出入組合</u></p> <p>(29) 商工組合、商工組合連合会</p> <p>(30) <u>環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会</u></p> <p>（注）ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。</p> <p>（医師等の作成する受取書）</p> <p>25 医師、歯科医師、歯科衛生士、保健婦、助産婦、看護婦、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師、<u>柔道整復師等</u>がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。</p> <p>第 18 号文書</p> <div data-bbox="1117 794 2085 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>預貯金通帳、信託行為に関する通帳、<u>相互銀行</u>若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳</p> </div> <p>（<u>相互銀行</u>又は無尽会社の作成する掛金通帳の意義）</p> <p>9 「<u>相互銀行</u>又は無尽会社の作成する掛金通帳」とは、<u>相互銀行</u>又は無尽会社が、<u>相互掛金契約者</u>又は無尽掛金契約者との間における<u>相互掛金</u>又は無尽掛金の受領事実を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳をいう。</p> <p>（日掛記入帳）</p> <p>10 <u>相互銀行</u>が、<u>相互掛金</u>の契約者から掛金を日掛けで集金し、一定時期に<u>相互掛金</u>に振り替えることとしている場合において、当該掛金の払込み事実を証明するため作成する日掛記入帳は、掛金通帳として取り扱う。</p> <p>非課税文書</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="120 172 1079 215">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> <p data-bbox="120 276 539 303">(婦人更生資金の貸付けに関する文書)</p> <p data-bbox="120 323 1079 544">5 地方公共団体が、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条《婦人相談所》第 2 項に規定する要保護女子に対して、婦人更生資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「<u>社会福祉法</u>（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</p> <p data-bbox="120 611 1079 687">(<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書)</p> <p data-bbox="120 707 1079 1070">6 <u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>農林漁業団体職員共済組合</u>、<u>国家公務員共済組合</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>又は<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>が、当該組合等の組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「<u>私立学校教職員共済法</u>（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項第 3 号《<u>福祉事業</u>》、<u>農林漁業団体職員共済組合法</u>（昭和 33 年法律第 99 号）第 53 条第 2 号《<u>福祉事業</u>》、<u>国家公務員共済組合法</u>（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 3 号《<u>福祉事業</u>》又は<u>地方公務員等共済組合法</u>（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項第 2 号《<u>福祉事業</u>》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p> <p data-bbox="120 1137 633 1165">(国民健康保険の業務運営に関する文書の範囲)</p> <p data-bbox="120 1185 1079 1310">8 非課税文書の表の「<u>国民健康保険法</u>に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」には、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会の所有する不動産を譲渡する場合の契約書等を含まない。</p>	<p data-bbox="1120 172 2078 215">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> <p data-bbox="1120 276 1538 303">(婦人更生資金の貸付けに関する文書)</p> <p data-bbox="1120 323 2078 544">5 地方公共団体が、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条《婦人相談所》第 2 項に規定する要保護女子に対して、婦人更生資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「<u>社会福祉事業法</u>（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 6 号（定義）に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</p> <p data-bbox="1120 611 2078 687">(<u>私立学校教職員共済組合</u>等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書)</p> <p data-bbox="1120 707 2078 1070">6 <u>私立学校教職員共済組合</u>、<u>農林漁業団体職員共済組合</u>、<u>国家公務員等共済組合</u>、<u>国家公務員等共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>又は<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>が、当該組合の組合員に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「<u>私立学校教職員共済組合法</u>（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 2 号《<u>福祉事業</u>》、<u>農林漁業団体職員共済組合法</u>（昭和 33 年法律第 99 号）第 53 条第 2 号《<u>福祉事業</u>》、<u>国家公務員等共済組合法</u>（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項第 3 号《<u>福祉事業</u>》又は<u>地方公務員等共済組合法</u>（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項第 2 号《<u>福祉事業</u>》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p> <p data-bbox="1120 1137 1632 1165">(国民健康保険の業務運営に関する文書の範囲)</p> <p data-bbox="1120 1185 2078 1310">8 非課税文書の表の「<u>国民健康保険法</u>（昭和 33 年法律第 192 号）に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」には、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会の所有する不動産を譲渡する場合の契約書等を含まない。</p>